

日本 NPO 学会第 11 期理事会 第 15 回理事会議事録

開催概要

日時：2022 年 1 月 11 日（土）19:00～21:27

場所：日本 NPO 学会事務局

〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町 1-1 徳島大学総合科学部公共政策学研究室

開催方法：WEB 会議ツール「Zoom」を利用したオンライン開催

出席理事：石田会長、坂本副会長、青尾理事、稲葉理事、岡田理事、岡本理事（途中退出）、川中理事、菊池理事、粉川理事、小島理事、小田切理事、桜井理事、鈴木理事、出口理事、戸川理事、中嶋理事、仁平理事、長谷川理事、松島理事、三木理事、李理事

欠席理事：大久保理事、菅野理事、早瀬理事、森理事

出席監事：濱口監事、上原監事

議案・配布資料

別添の議事次第および配布資料を参照（電子データによる配布）

1. 理事会の成立、進行、出席者の確認等

理事会の成立の確認

会則第 26 条の定めにより、過半数の理事が出席（25 名中出席 21 名及び委任状提出 2 名）であり、本理事会が成立していることが確認された。

議長

会則第 25 条の定めにより、石田会長が議長を務めることが確認された。

議事録署名人の選出

会則第 26 条第 3 項に基づき、議事録署名人として、松島理事、三木理事が選出された。

2. 審議事項の経過と結果

(1) 第 1 号議案：理事候補者選挙の手續きに関する細則改正案について

三木組織運営委員会委員長より、理事候補者選挙の手續きに関する細則改正案が提案された（第 1 号議案資料）。自然災害の発災や新型コロナウイルス感染症等の拡大など

不測の事態により、現行の理事候補者選挙の実施が困難となった場合に、新たな実施策を講じることを可能とする条文を追加することについて説明があった。

質疑

- ・なし

承認事項

審議の結果、第 1 号議案は原案通り承認された。

(2) 第 2 号議案：選挙管理委員会の設置について

石田会長より、第 12 期理事候補者の選出手続きを進めるための選挙管理委員会を設置することについて提案があった（第 2 号議案資料）。選挙管理委員として、3 期連続理事を担当し、次期理事の被選挙権がない小田切理事、桜井理事、仁平理事、の 3 名を指名することについて説明があった。

質疑

- ・なし

承認事項

審議の結果、第 2 号議案は原案通り承認された。

(3) 第 3 号議案：正副会長選挙実施規程改正案について

三木組織運営委員会委員長より、正副会長選挙実施規程改正案が提案された（第 3 号議案資料）。自然災害の発災や新型コロナウイルス感染症等の拡大など不測の事態により、現行の正副会長選挙の実施が困難となった場合に、新たな実施策を講じることを可能とする条文を追加することについて説明があった。

質疑

- ・なし

承認事項

審議の結果、第 3 号議案は原案通り承認された。

(4) 第4号議案：理事候補者選挙及び正副会長選挙のあり方について

坂本副会長及び小田切事務局長より、前期理事会でも議論があった理事選挙や正副会長選挙のあり方についてディスカッションをしたい旨、提案があった（資料なし）。現行の細則では、正副会長選挙においては、副会長も選挙で選ぶことになっているが、執行部の運営上問題が生じる可能性があること、一般的に会長が副会長を指名することが多いこと、などについて説明があった。

質疑

- ・副会長の指名に関して、ご提案は、理事の中から副会長を指名するということによるのか。確認である。
⇒会則上、そうになっている。
- ・理事や執行部の多様性が重要となっている。正副会長の選出は、理事の選出とも関連しており、正副会長選挙規程のみならず、理事選挙規程と同時に検討する必要があるように思われる。
- ・理事選挙の規程改正は重要な事項であるため、改正前に、何らかのかたちで会員から意見をもらうような機会を設けてはどうか。
- ・副会長の選出にまで会員の意見聴取が必要がどうかかわからないが、理事の選出については会員の方々からの意見をもらった方が無難かと思う。

承認事項

審議の結果、副会長は選挙を行わず会長指名で選出すること、また、そのための細則改正案を作成することが承認された。

(5) 第5号議案：ハラスメント対策にかかる各種規程改正案について

三木組織運営委員会委員長より、ハラスメント対策にかかる各種規程の改正案が提案された（第5号議案資料）。すでに策定されているハラスメント対策実施規程に齟齬がありハラスメント対策委員会が設置できないため今回の改正に至ったこと、改正案ではハラスメント対策委員会は設置せず、組織運営委員会がそれを担うこと、そして、そのために、委員会細則、倫理細則、ハラスメント対策実施規程、の3つを改正すること、について説明があった。

質疑

- ・組織運営委員会は業務が多いので、何かあったら破綻しないか、心配がある。
- ・権力を持った人がハラスメントを行うことになることを想定する必要がある。その場合に、例えば、会長や委員長、委員などがハラスメント対応に関わらないような仕組み

みになっているか、確認いただきたい。

⇒組織運営委員会の委員長や委員は、万一の場合、代替する規程になっている。ただ、会長については、規程上対応できていない。

- ・大学でもハラスメント窓口設けているが、あまり信頼されていない感触がある。会員によくシステムの説明をすることが必要ではないか。
- ・会長や委員長が当事者の場合は、回避できる規程にしてはどうか。

承認事項

審議の結果、第 5 号議案は、会長が当事者になった場合についての対応を盛り込んだ修正案をあらためて審議することとした。

(6) 第 6 号議案：外部（非学会員）査読者への謝礼について

桜井編集委員会委員長より、外部（非学会員）査読者への謝礼支払いに関して提案がなされた（第 6 号議案資料）。当期編集委員会の査読依頼において、外部（非学会員）査読者への査読依頼をせざるを得ない事例が発生し、外部（非学会員）査読者に査読依頼をする際には謝礼を支払う必要性が生じたこと、編集委員会で謝礼の金額について 5,000 円が望ましいと判断したこと、について説明があった。

質疑

- ・これは税込 5,000 円となるのか。
⇒源泉徴収の対象となる。謝金規程がないため金額はその都度の決定となる。
5,000 円を支払うのであればそのように設定可能である。

承認事項

審議の結果、第 6 号議案は原案通り承認された。

(7) 第 7 号議案：経理規程改正案について

三木組織運営委員長、及び小田切事務局長より、経理規程改正案について提案がなされた（第 7 号議案資料）。学会の公印の使用について規程に盛り込むこと、経理事務の外部委託について詳細に定めること、などについて説明があった。

質疑

- ・なし

承認事項

審議の結果、第 7 号議案は原案通り承認された。

(8) 第 8 号議案：学会事務局細則改正案について

小田切事務局長より、学会事務局細則改正案について提案がなされた（第 8 号議案資料）。事務局内に事務局次長のポストを新設すること、学会の公印の使用について規程に盛り込むこと、などについて説明があった。

質疑

- ・現在の事務局長の業務を見る限り、ボランティアで行うのは限界があるのではないかと。事務局長も事務局次長も、報酬を支払うことができる規程にしておいた方がいいのではないかと。

⇒事務局長の有償化は従来から議論があり、検討課題ではある。ただ、学会事務局のみならず、例えば、編集委員会の編集主幹なども業務は大変であり、全体的な議論が必要である。今回は、既存の規程をできるだけ尊重し、改正できるところのみ改正したものである。

承認事項

審議の結果、第 8 号議案は原案通り承認された。

(9) 第 9 号議案：新規入会希望者の承認について

小田切事務局長より、新規入会希望者の承認について提案があった（第 9 号議案資料）。3 名の新規入会希望者があったこと、そして、第 3 号議案資料は議事録に添付する際には氏名と会員種別のみに限定すること、について説明が行われた。

質疑

なし

承認事項

審議の結果、第 9 号議案は原案通り承認された。

(10) 第 10 号議案：学会へのアンケート調査協力依頼について

石田会長及び小田切事務局長より、学会へのアンケート調査協力依頼について説明が

なされた（第 10 号議案資料（資料 1、資料 2 含む））。共同研究グループ「フィールドワークとハラスメント」から会員に対するアンケート調査協力依頼があったこと、学会として会員への調査協力を依頼するかどうか判断が求められていること、などについて説明があった。

質疑

- ・内容的にかなりセンシティブである。これはどのような方法で調査されるのか。
⇒Google Form を利用したウェブアンケート方式とのことである。先方は、学会の HP への掲載、ML 等での配信、SNS 等での配信、などの方法で周知されることを想定しているようである。
- ・社会調査的には、いろいろと問題がある。例えば、回答がすべて記述式になっているし、内容が内容だけに、回答者への配慮がどの程度なされるのか。フラッシュバックがあったときにどうなるのか。私は積極的には賛成できない。
- ・今の指摘のような判断を、学会員に委ねるのか、委ねないのか、という問題になるが、会員は答えたくない場合は回答しないことになる。こういった調査の機会を、理事会レベルでストップさせてしまっているものかとは思ふ。ただ、倫理審査が代表者の徐族ではない名古屋大学で行われていることについては、質問した方がいいのでは。
- ・回答者のフラッシュバック等のリスクとそれへの対応について、先方に質問してもいいのではないかと。
- ・個人的意見ではあるが、反対である。なぜこの調査が倫理審査を通ったのかわからない部分もあり、依頼文等も含めて雑な印象である。学会としてこれを承諾するのは問題に感じる。
- ・主催者の責任で NPO 学会宛の依頼文を作成してもらい、消極的賛成というかたちで ML 等で流してはどうか。
- ・質問項目の 1 番の学会名を回答する箇所は削ってもらった方がいいのでは。
- ・もし ML で流すのであれば、性暴力被害についての質問が含まれているので、若干の注意喚起をした方がいいと思う。
- ・理事会での判断の有無にかかわらず、ML で流した場合は理事会で承認したものとして受け止められる可能性がある。
- ・ML に流すにしても、回答者のフラッシュバック等への対応について主催者に回答を求めてからにしてはどうか。
- ・基本的にはやった方がいいと思う。内容が学会員にも関連するものであり、これがデータになることで、さまざまな対応が進む可能性がある。また、倫理審査委員会の話が出たが、倫理委員会はどこか 1 カ所の機関で受ければ問題ないという理解で行われているはずである。
- ・ただ ML に転送するだけでは乱暴なので、回答は個人の判断に委ねるというような

ことを追記した方が丁寧ではないか。

- ・一番気にしているのは、セカンドハラスメントの問題である。そこを確認していただきたい。

承認事項

審議の結果、第 10 号議案は、学会 ML である NPO－NET にて、性暴力被害等に関する注意喚起文を追記した形で配信すること、また、注意喚起文は事前に理事会 ML で確認すること、が承認された。

3. 報告事項の経過と結果

(1) 執行部報告

小田切事務局長より、学会事務局関係の報告があった（報告 1 資料）。年会費の督促を行う予定であること、学会賞特別会計口座を会長名義のものから事務局名義のものに移行して運用すること、会内公開名簿の作成に向けて準備を行っていること、などについて説明が行われた。

質疑

なし

(2) 組織運営委員会報告

三木組織運営委員会委員長より、本日審議した各規程の改正案について、委員会で検討したことについて報告が行われた（資料なし）。

質疑

なし

(3) 学術研究委員会報告

岡田学術研究委員会委員長より、2021 年度若手研究者への国際学会参加支援助成金の第 2 回目の公募を開始したこと、今後、本理事会の会期中にウェビナーを企画していること、について報告が行われた（資料なし）。

質疑

なし

(4) 大会運営委員会報告

粉川大会運営委員会委員長より、第 24 回研究大会に関する委員会報告があった（報告 4 資料）。実行委員会と企画委員会で役割分担を行って進めていること、12 月 18 日より大会報告募集を開始したこと、などについて説明が行われた。

質疑

なし

(5) 編集委員会報告

桜井編集委員会委員長より、委員会報告があった（報告 5 資料）。ノンプロフィットレビューの Vol.21, No.1&2 の刊行が 2 月末頃発行になること、同じく Vol.21, No.1&2 にレスター・サラモン氏の追悼文を掲載すること、Vol.22, No.1 の刊行は 7 月頃を予定していること、などについて説明が行われた。

質疑

なし

(6) 学会賞選考委員会報告

小田切事務局長より、第 20 回日本 NPO 学会賞候補作品の公募を開始したことについて、報告が行われた（資料なし）。

質疑

なし

(7) 災害等対応委員会報告

仁平災害等対応委員会委員長より、委員会報告が行われた。2021 年 3 月 1 日、7 月 16 日、11 月 5 日、の 3 回にわたり、前期委員会の報告書の検討を重ねてきたこと、そして、この 3 月中に今期委員会の報告書を出す予定であること、について説明が行われた（資料なし）。

質疑

なし

以 上

議長

石 田 祐 印

議事録署名人

松 島 み ど り 印

三 木 秀 夫 印
